市内指定通所支援事業所 管理者 様 市内指定障害児入所施設

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

福祉専門職配置等加算の算定要件について(通知)

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

障害児通所支援[注 1]及び障害児入所支援[注 2]における福祉専門職配置等加算の算定要件につきましては、「良質な人材の確保とサービスの質の向上」を図る観点から、条件に応じて加算の算定を行っております。

毎月、各事業所から提出されております「令和6年度障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下、「体制届」という。)」について、報酬告示上の算定要件に照らし精査しているところですが、提出されました体制届の中には、当該加算の趣旨とは異なる解釈で体制届を提出している事例が散見されております。

ついては、福祉専門職配置等加算の算定要件において、次のとおり御確認いただき、今後も適正な加 算算定に努めていただくようお願いいたします。

[注1]:児童発達支援(センターを含む)、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

[注2]:福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

## 1 福祉専門職配置等加算

(1) 加算区分(I) [注 3]

常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保 有者が35%以上雇用されている事業所

(2) 加算区分(Ⅱ)[注3]

常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保 有者が25%以上雇用されている事業所

(3) 加算区分(Ⅲ) [注 4]

児童指導員、保育士等のうち、常勤職員が75%以上(Ⅲ-①) 又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上(Ⅲ-②) の事業所

[注 3]:加算区分(Ⅰ)(Ⅱ)

児童指導員等に対して一定の有資格者(専門職員)を配置することにより、資格保有率を高め、サービスの質向上を図っていることに対する評価

[注 4]:加算区分(Ⅲ)

常勤職員又は経験職の人材定着率を高め、サービスの質向上を図っていることに対する評価

- 2 各加算区分の計算方法
  - (1) 加算区分(Ⅰ)、(Ⅱ) の場合

事業所全体の常勤の児童指導員等[注 5]の内、有資格者(社会福祉士等)の割合を算出する計算方法

常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員等の内、有資格者(社会福祉士等)の人数(分子)

常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員等の総数(分母)

[注 5]:福祉専門職配置等加算 (I)、(Ⅱ) における「児童指導員等」 児童指導員、共生型児童発達支援(放課後等デイサービス)従業者、指定発達支援医療機 関の職員

(2) 加算区分(Ⅲ-①)【常勤要件】

事業所全体の児童指導員又は保育士等[注6]の内、常勤職員の割合を算出する計算方法

常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士等の合計勤務時間数(分子)

直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士等の合計勤務時間数(分母)

(3) 加算区分(Ⅲ-②)【勤続年数要件】

<u>事業所全体</u>の常勤の児童指導員又は保育士等[注 6]の内、勤続3年以上の職員の割合を算出する 計算方法

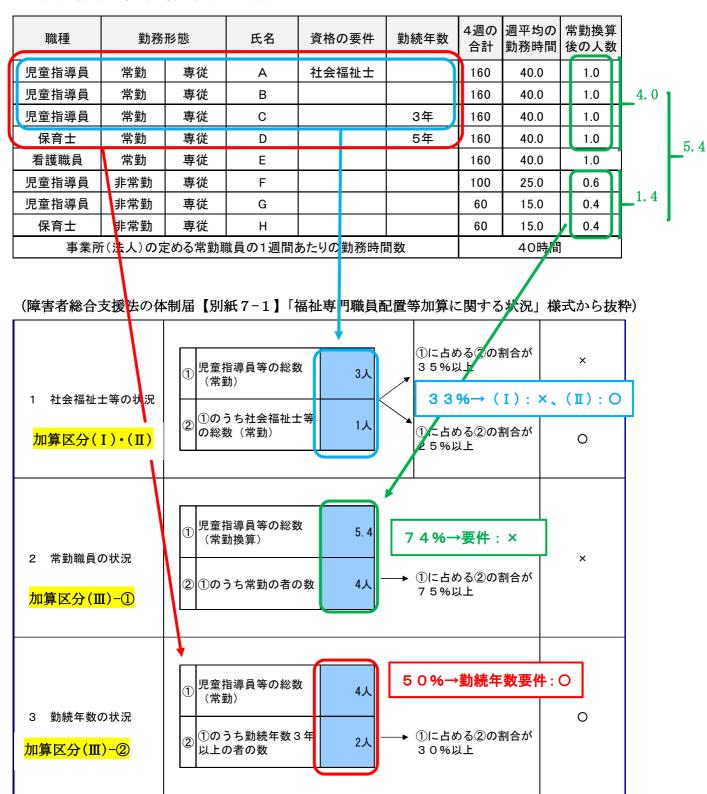
常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士等の内、勤続3年以上の職員の人数(分子)

常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士の総数(分母)

[注 6]:福祉専門職配置等加算 (Ⅲ - ①、②) における「児童指導員又は保育士等」 児童指導員、保育士、共生型児童発達支援(放課後等デイサービス)従業者、指定発達支 援医療機関の職員

加算区分	(Ⅰ)、(Ⅱ)、 (Ⅲ-②)【勤続年数要件】	(Ⅲ-①)【常勤要件】
計算式に用いる数	実際の人数	常勤換算方法により
の考え方		算出された従業者数

## 3 福祉専門職配置等加算に関する具体例



※ 体制届「別紙3(福祉専門職員配置等加算に関する状況)」の様式については、上記障害者総合支援 法の体制届【別紙7-1】「福祉専門職員配置等加算に関する状況」様式と統一化しております。

#### 4 当該取扱いの適用時期

# 令和7年2月1日

(令和7年2月1日以降を新規指定日とする新規指定申請や令和7年2月1日以降を変更年月日とする体制届の変更から適用します。)

**既に福祉専門職配置等加算を算定している事業所**におかれましては、上記適用期間中に、本通知の考え方に基づき、改めて算定要件を満たしているか確認をお願いいたします。

確認した結果、加算区分の変更及び加算の取下げが必要になる場合は、**令和7年3月1日まで**に体制届の変更をお願いいたします。<u>令和7年3月サービス提供分までは、当該加算の算定を</u>可とします。

## 5 留意事項

(1) 加算区分 (Ⅲ-②)【勤続年数要件】の「勤続3年以上」について

「3年以上従事している従業者」とは、<u>加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数</u>をいうものとする。具体的には令和6年4月における勤続年数3年以上のものとは、令和6年3月31日時点で勤続年数が3年以上であるものをいう。

また、勤続年数の算定に当たっては、<u>当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する</u>他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業(旧法施設を含む)及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域生活支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを<u>利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる</u>ものとする。

(2) 多機能型事業所等における本加算の取扱い

多機能型事業所の場合、<u>多機能型事業所全体で配置割合等の計算を行い</u>、要件を満たす場合には、 <u>多機能型事業所全体の利用者に対して加算</u>を行うこととする。

問合せ先

障害者施設指導課事業者指定担当

電話: 044 (200) 2927 FAX: 044 (200) 3932